

別表（第2条関係）

補助事業名	水素モビリティ（商用車）導入促進補助事業
補助事業の目的	本県では、自動車からの排出ガスの低減による大気環境の改善及び地球温暖化対策に資するため、また、水素社会の早期実現に向け、水素モビリティ（商用車）の普及促進に取り組んでいる。 県民の健康保護や生活環境の保全を図るため、国（環境省）の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業）」（以下「国補助」という。）と協調し、導入経費の一部を補助する。さらに、水素と既存燃料（軽油）との価格差についても、その一部を補助することにより、ランニングコストの低減を図り、水素モビリティ（商用車）の導入を促進する。
補助事業の対象となる者	1 車両導入費支援 県内に使用の本拠を置く水素モビリティ（商用車）を導入する次に掲げる者のうち、国補助の対象となる者（国で定める目標（目安）等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者）で、国補助の交付決定を受けた者に限る。 (1) 水素モビリティ（トラック）を導入する場合 ア 貨物自動車運送事業者 イ 自家用商用車を業務に使用する者 ウ トラックの貸渡し（リース）を業とする者（ア、イ及びエに貸渡しする者に限る。） エ 地方公共団体 オ その他知事が認める者 (2) 水素モビリティ（バス）を導入する場合 ア 一般乗合旅客自動車運送事業者 イ 自家用商用車を業務に使用する者 ウ バスの貸渡し（リース）を業とする者（ア、イ及びエに貸渡しする者に限る。） エ 地方公共団体 オ その他知事が認める者 2 燃料費価格差支援 令和7年度以降、県の補助を受けて導入した、県内に使用の本拠を置く水素モビリティ（商用車）を運用する者

補助対象経費	1 車両導入費支援 水素モビリティ（商用車）の導入に必要な費用（リース契約の場合は、当該リース期間（法定耐用年数相当）のメンテナンス費等を含む）のうち、導入車両と同規模・同等仕様のディーゼル車両を同条件で導入するのに必要な経費との差額 2 燃料費価格差支援 県内の水素ステーションで充填した水素の購入費と既存燃料（軽油）との差額
補助金の額	1 車両導入費支援 (1) F C大型トラックを導入する場合 補助対象経費から国補助金を除いた額の1/2（上限40,000千円） (2) F C小型トラックを導入する場合 補助対象経費から国補助金を除いた額の1/2（上限12,500千円） (3) 水素エンジントラックを導入する場合 補助対象経費から国補助金を除いた額の1/2（上限8,408千円） ただし、(1)、(2)、(3)ともに、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。 2 燃料費価格差支援 (1) F C大型トラック 補助対象経費の1/2（上限500円/kg（1台あたりの上限2,400千円/年）） (2) F C小型トラック 補助対象経費の1/2（上限500円/kg（1台あたりの上限960千円/年）） (3) 水素エンジントラック 補助対象経費の1/2（上限500円/kg（1台あたりの上限1,152千円/年）） ただし、(1)、(2)、(3)ともに、十円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。 補助金の額の算出方法については、別紙を参照のこと。 1、2ともに、予算の範囲内とする。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 車両導入費支援 (1) 補助対象事業の概要〔予定〕（別紙様式1（該当する車両のもの）） (2) 水素モビリティ(商用車)の導入に必要な費用(リース契約の場合は、当該リース期間(法定耐用年数相当)のメンテナンス費等を含む)が明記されている見積書、見積内訳書等【写し】 (3) 導入する水素モビリティ（商用車）と同規模・同等仕様のディーゼル車両を同条件で導入するのに必要な費用が明記されている見積書、見積内訳書等【写し】 (4) 導入予定車両の性能が分かる仕様書、カタログ等 (5) 国補助の交付決定通知書【写し】 (6) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3カ月以内のもの）【写し】（法人の場合のみ）※2 (7) リース料金の算定根拠明細書（リース事業者の場合のみ） (8) 消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕（別紙様式2） (9) その他知事が必要と認める書類 2 燃料費価格差支援 (1) 補助対象事業の概要〔予定〕（別紙様式1 燃料費用） (2) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3カ月以内のもの）【写し】（法人の場合のみ） (3) 消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕（別紙様式2） (4) 対象車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項【写し】 (5) その他知事が必要と認める書類
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条の添付書類に準じる。 (指定期日) 変更することが決まった後すみやかに

第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 車両導入費支援 (1) 補助対象事業の概要〔確定〕(別紙様式3 (該当する車両のもの)) (2) 購入又はリースに係る契約を示す書類【写し】 (3) 領収書等の支払が確認できる書類【写し】 (4) 導入車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項【写し】 電子車検証非対応の場合は、自動車検査証【写し】のみ 電子車検証対応の場合は、自動車検査証記録事項【写し】のみ (5) 国補助の交付額確定通知書【写し】 (6) リース料金の算定根拠明細書(リース事業者の場合のみ) (7) その他知事が必要と認める書類 2 燃料費価格差支援 (1) 補助対象事業の概要〔確定〕(別紙様式3 燃料費用) (2) 水素充填実績報告書(別紙) (3) 領収書等の支払が確認できる書類【写し】 (4) その他知事が必要と認める書類
	(指定期日) 事業完了日又は国補助金に係る金額確定通知書発行日のうち遅い日から30日以内
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 国補助に係る補助金要綱及び交付規定等に定める期間

※1 県内の軽油実勢価格相当価格は、毎月月末時点の県内の軽油販売価格(資源エネルギー庁発表)を参照して算出する。

※2 リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。地方公共団体は提出不要